

分頭税（定額人頭配賦税）制度下の貢租反布

砂川玄正（館長補佐・学芸員）
薩摩侵攻後から廢藩置県までの宮古の織物の歴史は、大きく分けて3期に区分できる。第1期は1611年から1636年まで、第2期は1637年から1658年まで、第3期は1659年から1879年の廢藩置県までの3期である。第1期は琉球王府へ上納した貢租粟の中から宮古の反布が御用布として買い上げられていた時期。第2期は人頭税制がしきり反布が貢租の中に組み入れられて一人につき何程かの定率で反布上納が行われた時期。第3期は分頭税（定額人頭配賦税）制のもと貢租反布の数量が一定となり、正人男女の人口の増減に伴って反布上納の個人負担高にも増減が生じる時期である。もっとも、宮古では廢藩置県後も旧慣温存政策がとられたため、分頭税制のもと第3期は1883（明治16）年まで継続し、更に1884年から分頭税制が廃止される1902（明治35）年までの4期には、反布模様の種類と数量が一定不動のものとなる。この項では貢租反布を中心に近世時代及び近代初期の宮古の織物についてその変遷や数量等の概略を明らかにし、明治25～26年頃・八公二民=過酷と言われる分頭税の真偽を考える一助としたい。

1 貢租反布の変遷

琉球侵攻後、薩摩は琉球の検地に着手し1611年には宮古の検地を全て終了した。その結果、宮古の石高が定められた。宮古の石高は、水田の場合は分米・畑の場合は分大豆で地位（地価）を定め、その地位に田畠の畝反（面積）をかけて石高を査定し、貢租は粟でもって徴収された。1611年から1636年までは、年々の貢租粟を石高で割って一石に対する税率を算出する代懸の制がとられた。この間、反布については王府からの注文購入の形がとられ、反布の品質・反数に応じて貢租粟から差し引きするシステムであった。その一つの例として、1625年に玉那覇親雲上が来島して田畠の収穫高を調査した時、代懸をもって粟2154石余を徴収、その中から御用分の反布を購入したことがあげられる。

1635年には薩摩の御朱印不足による「寛永の盛増」があり、その結果、宮古の石高は12,458石余・貢租高3,367石余（内、粟納1,150石余、反布納2,216石余分）と査定され、1637年から1658年まで頭懸（人頭税）の制をもって徴収された。この頭懸の制について、『沖縄県旧慣租税制度』は「当時、如何ナル方法ニ依リテ賦課シタルモノナルヤハ今日記録ノ見ルヘキモノナシト雖トモ爾後、万治二年（1659年）ニ至ル迄二十二年ノ間前後四回ノ人頭調査ヲナシ、其都度粟及反布ノ納額ニ増減ヲ來タシタル趣キ記録ニ存スルモノアルヲ

シテ、之ヲ察スルニ一人ニ付キ何程ト云フ定率ヲ定メ賦課シタルモノノ如シ」と記している。

1659年には王府から喜屋武親方が宮古へ派遣されて田畠の収穫高を調査、その時、穀物・反物・雑物とも人数の増減に関わらず宮古の貢租高を定額とした(分頭税・定額人頭配賦税)。分頭税(定額人頭配賦税)にした理由として、『沖縄県旧慣租税制度』は「当時、何故斯クノ定額ニ改メタルヤニ付テハ、或ハ藩庁年々ノ収入ニ異動ナカラシメン為ナリト云フモノアリ、或ハ移住ヲ禁センカ為ナリト云フモノアリト雖トモ、要スルニ皆憶測ニシテ今日ニ於テ拠ルヘキ旧記ノ存在スルモノナキカ故ニ明白ナラス」と記している。

貢租賦課の方法は、村々の土地を穀物の収穫高に応じて上村・中村・下村と分け、布の場合は唐苧敷地の良否を調べて上村・中村とし、男女を上人・中人・下人・下々人の四ランクに位付けした。穀物の場合は上村の上男女を14部・中男女12部・下男女10部・下々男女4部、中村の上男女を12部・中男女10部・下男女8部・下々男女4部、下村の上男女を10部・中男女8部・下男女6部・下々男女4部とし、布の場合は上村の上男女を12部・中男女10部・下男女8部・下々男女4部、中村の上男女を10部・中男女8部・下男女6部・下々男女4部の率で上納の配分を定めた。この上納人の対象は男女とも15才から50才までを四ランクに分け、男には穀物・女には白上布を賦課し、その他の白中布・白下布は男女ともに賦課した。当初、男女四ランクの位付けは役人の見立てでもって行われてきたが、1711年(御財制では1710年)には、上位は21才から40才・中位は41才から45才・下位は46才から50才・下々位は15才から20才の年齢制とした。

1635年の「寛永の盛増」により、宮古の石高は12,458石余に見積られ貢租高は粟3,367石余と査定された。その内、反布納は粟2,216石余分・粟納は1,150石余である。この貢租高を1637年には頭懸(人頭税)にし、1659年には人数の増減に関わらず定額とした。(分頭税・定額人頭配賦税)

当初の粟2,216石余分の反布としては、直上布(後に白上布と改称)が2,411疋3合9勺4才、本上布(後に白中布と改称)が116反5尋1尺4寸、直下布(後に白下布と改称)2,228反3尋4尺、本下布が314反3尋4尺6寸6リの反数であったが、1647年には本下布を直下布(白下布)上納に換えて、直下布(白下布)2,471反9尺8寸8分の成換上納となつた。本下布の直下布(白下布)への換算は、本下布314反1丈9尺6寸6厘が直下布(白下布)242反2丈5尺8寸8分に相当、即ち、直下布(白下布)1反は本下布1反2丈9尺6寸6分に相当する計算である。

以上の経過を経て、年々の反布の上納高は基本的に①白上布2,411疋②白中布116反③白下布2,471反(各布とも丈以下省略)と定められたが、この白上中下布は王府の都合で一定の率をもって細上布・縮布・木綿布などに成換することができた。その種類と反数は前

年に王府が予め指定してきたが、明治政府は「毎年新規の縞柄を注文すると織女が不慣れなため品質粗悪になる恐れがある」との理由から、1884（明治17）年以後は種類や反数を一定不動のものとした。その際、白上布・白中布・白下布の定額の内、①白上布1,621疋 ②白中布61反 ③白下布2,177反は、20升紺細上布100反・18升紺細上布30反・17升紺細上布1,001反・白細上布182反・白縮布10反・白木綿布168反に換え、以後、毎年の反布の種類と反数は次の通りの一定のものとなった。

① 白上布	790疋 (長さ 11尋・幅 1尺 7寸) = 約長16.7m・幅52cm
② 白中布	55反 (長さ 7尋半・幅 1尺 4寸) = 約長11.4m・幅39.4cm
③ 白下布	294反 (長さ 7尋・幅 1尺 3寸) = 約長10.6m・幅39.4cm
④ 20升紺細上布	100反 (長さ 7尋・幅 1尺 3寸 5分) = 約長10.6m・幅41cm
⑤ 18升紺細上布	30反 (長さ 7尋・幅 1尺 3寸) = 約長10.6m・幅39.4cm
⑥ 17升紺細上布	1,001反 (長さ 7尋・幅 1尺 3寸) = 同 上
⑦ 白細上布	182反 (長さ 7尋・幅 1尺 3寸) = 同 上
⑧ 白縮布	10反 (長さ 7尋 1尺・幅 1尺 6寸) = 約長10.8m・幅39.4cm
⑨ 白木綿布	168反 (長さ 7尋と 7尋半・幅 1尺 3寸) = 約長10.6m・幅39.4cm

※ 1尋の長さは曲尺 (1尺=30.3cm) の 5 尺 (151.5cm) である。

これら各種反布の賦課方法は、一種ごとに正男女全體に賦課するのではなく、白上布・白中布・白下布は士族に賦課し、成換された紺細上布などは平民に賦課するという方法がとられた。結果的には士族は織り立ての容易なもの・平民は織り立ての困難なものを負担することになったが、その負担の不平等をなくすため、重出粟の差し引きでもって調整し負担の平等化を図った。これら各種反布の実際の賦課は次のとおりである。

① 白上布	790疋	士族の正女
② 白中布	55反	士族の正男女
③ 白下布	294反	
④ 紺細上布	1,131反 (20升・100反)	
	(18升・30反)	平民の正女
	(17升・1001反)	
⑤ 白細上布	182反	平民の正女
⑥ 白縮布	10反	
⑦ 白木綿布	168反	平民の正男女

合計
2630反

2 各間切の村々の村位

薩摩の琉球侵攻後、宮古には新たに砂川の頭（大首里大屋）が任命され、平良・下地・砂川の三頭による蔵元を中心とした政治が行われた。1614年からは各村に番所が設けられ、

番所敷地内には苧積屋・機織屋が設置されていった。1628年には宮古の行政区画が整備され平良間切・下地間切・砂川間切の3間切が誕生。1629年には在番仮屋が設置され、王府派遣の在番役人（王府）を頂点とする統治体制、すなわち、王府・在番・蔵元（3頭・蔵元役人）・各間切村番所（首里大屋子・与人・目差・耕作筆者・杣山筆者）・各村（村人）の統治体制が整えられていった。1637年の人頭税制を経て1659年の分頭税（定額人頭配賦税）施行後の宮古は急速に人口が増加、それに伴って1725年までの間には荷川取村（1658年）・久貝村（1658年）・与那覇村（1658年）・川満村（1686年）・佐和田村（1686年）・嘉手苅村（1714年）・保良村（1716年）・野原村（1716年）・大浦村（1716年）・長間村（1725年）などの新村が次々と誕生、更に1743年頃には比嘉村・新城村、1766年には仲地村・長浜村・前里村・西里村、1874（明治7）年には福里村・西原村が誕生して各間切に組み込まれていった。これらの村々は唐苧敷地の良否により上・中の村位に査定され、その村位と人位によって反布上納の負担率が定められた。宮古の各村の村位（1874年時点）は次の通りである。

〔平良間切〕	〔砂川間切〕
布の上村（8村） 東仲宗根村 西仲宗根村 荷川取村 大浦村 島尻村 狩俣村 長間村 比嘉村	布の上村（11村） 下里村 西里村 松原村 野原村 宮国村 新里村 砂川村 友利村 福里村
布の中村（4村） 池間村 前里村 西原村 大神村	保良村 新城村
〔下地間切〕	〔多良間〕
布の上村（11村） 久貝村 川満村 上地村 洲鎌村 与那覇村 嘉手苅村 佐和田村 長浜村 国仲村 仲地村 伊良部村	布の上村（2村） 仲筋村 塩川村 布の中村（1村） 水納村
布の中村（1村） 来間村	

3 糸原料の苧麻・木綿花及び染料の唐藍の生産

糸の原料となる苧麻や木綿花・染料の唐藍は、各家での栽培と並行して各村番所敷地内の余地を利用した管理栽培が行われていた。『富川親方宮古島諸村公事帳』によれば「諸村番所囲之儀、余地広有之候間、囲石垣ヨリ内表三方は櫻木之福木屋ラ部之間二尺間ニシテ五本並植付、残余地ハ左之敷地差分、真苧唐藍模合作、又ハ村中植付用櫻木棕櫚苞苗代并村用之野菜等作方致サセ」のように指示されている。すなわち、村番所の囲い内には余地が広くあるので、石垣囲いの内側3方には櫻木や福木・ヤラブなどを2尺間隔で5本植え、残りの余地は敷地を分けて共同で真苧や唐藍を作り、又、村中で植えつける櫻木や棕櫚などの苗代、並び村用の野菜を作らすようにと指示。さらに『富川親方宮古島規模帳』でも「真苧并藍ノ儀、御用布調方并島用肝要成モノ候間、村々家内々々被定置坪高外ニモ成文作立サセ、農務帳ノ通一稜入念、島産ヲ以御用布調方并島用等無支相違候様、精々可加下知事」（真苧並びに藍は、御用布や島用の布織りに重要なものであるから、各村番所

や各家でも定めてある坪高の他にもなるだけ栽培させ、農務帳の通り一稟の念を入れ、島産の真苧や藍でもって御用布・島用の需要を充たすように、精々、下知を加えること。)

「木綿花ノ儀、御用布御用物并衣類調方難差欠候間、随分手広作立手入旁入念、公私ノ用無支相弁候様、可致差引事」(木綿花は、御用布や御用物並び衣類を織るのに欠かせない物であるから、充分に広く栽培させて念入りに手入れを行い、公私の用に支障なく供給できるように考慮すべきこと。)「芭蕉棕櫚黒次ノ儀、衣裳縄具用段々入用有之候間、農務帳ノ通夫々仕立方入念、用分無不足全ク相弁候様、下知可致事」(芭蕉・棕櫚・黒次は、衣裳や縄具などの需要が次第に増えてきているので、農務帳の通りそれぞれ仕立て方には念を入れ、需要分に少しも不足がないよう下知すべきこと)と、各村番所や各家の畠において糸・染の原料となる苧麻・芭蕉・木綿花・藍などの増産栽培を指示している。苧麻は各家で10坪、唐藍は6坪、島藍は正女12坪・正女なしは6坪、木綿花は1.5反に胡麻・菜種子と栽培するよう『富川親方農務規模帳』で栽培面積を指示。各村番所の苧麻や唐藍・芭蕉については『富川親方宮古島諸村公事帳』にその栽培面積が記されている。

東仲宗根村番所 (余地110坪余)	唐藍敷地 64坪	上地村番所 (余地292坪余)	真苧敷地 68坪余
下里村番所 (余地177坪余)	真苧敷地110坪余 芭蕉敷地 46坪余	洲鎌村番所 (余地195坪余)	唐藍敷地 39坪余 真苧敷地 26坪余
下里添村番所 (余地221坪余)	唐藍敷地177坪余	与那覇村番所 (余地195坪余)	唐藍敷地 47坪余
西里村番所 (余105坪余)	唐藍敷地 29坪余 真苧敷地 42坪余	来間村番所 (余地251坪余)	芭蕉敷地 20坪余 真苧敷地118坪余
西里添村番所 (余地223坪余)	唐藍敷地153坪余	嘉手苅村番所 (余地251坪余)	唐藍敷地118坪余
西仲宗根番所 (余地112坪余)	真苧敷地 38坪余	宮国村番所 (余地473坪余)	真苧敷地118坪余
荷川取村番所 (余地221坪余)	真苧敷地 59坪余	新里村番所 (余地 ? 67坪余)	唐藍敷地 44坪余
西原村番所 (余地473坪余)	真苧敷地252坪余 唐藍敷地 95坪余	砂川村番所 (余地452坪余)	真苧敷地118坪余
大浦村番所 (余地324坪余)	真苧敷地 47坪余 唐藍敷地 76坪余	友利村番所 (余地343坪余)	唐藍敷地 94坪余
島尻村番所 (余地189坪余)	唐藍敷地 56坪余	福里村番所 (余地473坪余)	真苧敷地 88坪余
狩俣村番所 (余地94坪余)	真苧敷地 59坪余	保良村番所 (余地163坪余)	唐藍敷地 118坪余
池間村番所 (余地171坪余)	芭蕉敷地112坪余	新城村番所 ? (余地198坪余)	真苧敷地 95坪余
前里村番所 (余地307坪余)	島藍敷地202坪余	比嘉村番所 (余地171坪余)	唐藍敷地 73坪余
佐和田村番所 (余地591坪余)	唐藍敷地354坪余	長間村番所 (余地378坪余)	真苧敷地 62坪余
長浜村番所 (余地386坪余)	唐藍敷地209坪余	野原村番所 (余地292坪余)	唐藍敷地146坪余
国仲村番所 (余地380坪余)	唐藍敷地177坪余 真苧敷地 88坪余		唐藍敷地120坪余
伊良部村番所 (余地413坪余)	芭蕉敷地 88坪余 真苧敷地141坪余		真苧敷地215坪余
仲地村番所 (余地421坪余)	芭蕉敷地217坪余		
久貝村番所 (余地202坪余)	唐藍敷地 31坪余 真苧敷地 23坪余		
松原村番所 (余地218坪余)	真苧敷地 76坪余 唐藍敷地 59坪余		
川満村番所 (余地218坪余)	真苧敷地125坪余		

4 苧麻・唐藍・芭蕉・木綿花の栽培方法

〔苧麻の栽培方法〕

- ①土地は砂まじりの上地を選び、苧麻の苗を植える2・3か月前から4・5回ほど耕作を行う。2・3尺ほどの深さで耕し起こすのが望ましい。
- ②植え付けの時期は、2月から3月、又は、8月中旬から9月中が望ましい。
- ③2尺間隔で穴を掘り、一つの穴に朽ち肥を2斤ほど入れて植え付ける。
- ④植え付けて15・6日頃には水肥を5・6合ほどかけ、苧麻の芽が出たら更に水肥をかけ、120~130日ほどたったら苧麻を刈り取る。
- ⑤刈り取った葉はその地に入れ、豚の踏み固めたカタ肥で厚さ2・3寸ほど覆い、その上から土砂で薄くおさえる。
- ⑥8・9日ほどたてば子芽（2度目の芽）が出てくるので、水肥をかける。
- ⑦畑に垣根がないと苧麻の成長に支障があるので、ススキなどを植えて5・6尺ほど束ね立てること。畑が広ければその内側に垣根を立てること。そうすれば苧麻はそ垣根の高さほど成長する。
- ⑧成熟した苧麻は葉が半分ほど落ち空葉が縮れて根の方に子芽がでてくる。2・3月から9月までの間、60日の内に刈り取ること。まだ若い時に刈り取ると、後の子芽に支障があるので注意すること。
- ⑨刈り取った苧麻は早い内に葉をかき取って水をかけ、皮も剥いで水につけておく。そしてニガ竹で皮を引き直ちに洗って干す。
- ⑩苧麻は8・9年もたつと根が浮き上がり茎も細くなるので、その時には植え替えを行う。

〔唐藍の栽培方法〕

- ①土地は上地（真地・石ころ交じりの真地）を選んで、1尺4寸ほどの深さで5・6度耕作を行って丈夫な土を揃え、朽ち肥を入れておく。
- ②春は雨水から清明の節まで、秋は寒露から立冬の節まで、1尺間隔で穴を掘って、一つの穴に4・5本ずつ切苗を植え早めにカヤで覆うようにする。
- ③24・5日たったらカヤを取り除き、一坪に朽ち肥を5・60斤ほど広げて入れ、刈り取るまでの間に2度は同様に肥を施す。
- ④日照りの集中する場所には、立夏から秋分の節までは小枝を立てて木陰をつくり、寒露の節からは小枝を取り除くこと。
- ⑤刈り取り期間は、春は小満から芒種の節まで、秋は秋分から寒露の節まで。

〔藍の製法〕

- ①藍壺に生藍を広げて入れ小木で藍の葉が洩れないように押さえる。

- ②次に藍壺の真ん中並び左右の3方を3・4本の木で押さえ、木を組み調えてその上から石で押さえる。そして、水分をその木から夏は7・8寸ほど、冬は3・4寸ほど上になるまで入れる。
- ③春は2・3日、秋は4・5日ほどで生藍は朽ちるので、朽ちる前に1度は上下に振り戻す。朽ちた時分に手で藍をつかむと、皮ははげ枝も節々から折れている。その時、水の色が白黄色で青色が薄くなつた時分にカスを壺から残らず取りだす。
- ④山水山陰（涼しい場所）に在る壺の場合は、生藍100斤に海石灰を強ければ2升から2升5・6合、弱ければ2升5・6合から3升まで。野水照詰（暑い場所）に在る壺の場合は、強石灰を2升5・6合から3升まで、弱ければ3升から3升4・5合まで。この割合でもって生藍の斤高に応じ石灰を配分する。
- ⑤この石灰は堅いので手籠に入れ壺につけてほかし、製法人3・4人で一通りかき混ぜてその後は棒でかき混ぜる。この時、水の色がぼけ色であれば灰加減はよく、青色であれば灰が弱い。その時には灰を加えるとぼけ色から次第に黒色に変わる。
- ⑥以上のようにかき混ぜれば、小花（泡）から荒花・中花が立つ。かき混ぜている最中に水音がヤカンの湯が沸き立つ音になれば混ぜ加減はよい。その時にはかき混ぜるのを止める。
- ⑦3・4時間または翌日までには壺の底に玉ができるので、なるべく上水を捨て玉藍を取り上げて玉壺に移し、翌日、玉壺の上水を捨てると藍玉が完成する。
- 〔芭蕉の栽培方法〕
- ①芭蕉は湿気のある場所が適している。芭蕉の植え付けは2・3月頃が望ましい。
- ②芭蕉苗は長さ5・6尺で若い苗が植えるのには適している。
- ③風の当たらない湿潤な場所には真っ直ぐに植える。平地の場合は季節を考えて風を背にし倒すように植えるのが望ましい。
- ④芭蕉を植える場合には、上敷地には5尺間隔で、中敷地には4尺間隔で植えるようにする。土地が肥えているか瘦せているかで、植える間隔を考慮すること。
- ⑤芭蕉の雑草を取り払う時期は、2・3月か8・9月。その際に古根は掘り捨てて肥料を入れるとよい。
- ⑥芭蕉に肥料を入れる時期は2・3月頃がよい。4・5・6・7月に肥料を入れてはいけない。肥料は馬糞や京肥・かまどの灰などがよい。中でも京肥が最もよい。
- ⑦芭蕉の葉打ちや下葉・スキを取る時期は2・3月か又は5・6・7月頃までには済ませておくこと。冬中に行っては却ってよくない。但し、若い芭蕉の場合は下葉までは打ち捨ててもよい。成長の様子をよく見て上記の月数のとおり葉打ちはを行うこと。
- ⑧実が着いたら葉打ちは行わない。実を着けた芭蕉はその実が熟し次第倒すこと。

〔木綿花の栽培〕

- ① 1月中に先植えの木綿花を蒔き入れる。
- ② 2月中に中植えの木綿花を蒔き入れる。
- ③ 2月中に「1月蒔き入れ木綿花」の雑草を取り除く。
- ④ 3月中に再度「1月蒔き入れ木綿花」の雑草のを取り除く。
- ⑤ 4月中に「2月蒔き入れ木綿花」の雑草を取り除く。
- ⑥ 6月中に「1月蒔き入れ木綿花」の綿を収穫する。
- ⑦ 7月中に「2月蒔き入れ木綿花」の綿を収穫する。

5 貢租反布としての織物

反布織製に必要な苧麻や木綿花・藍などは、基本的には各家で一定の面積に栽培することが義務づけられ、さらに各村番所においても番所敷地の余地を利用して共同栽培がなされていた。これらの苧麻・木綿花・藍は主として貢租反布や御用布用の原料糸・染料として使用された。この原料糸・染料をもとに各村において正女たちが負担分の貢租反布や御用布を織ることになるが、織製にあたっては各村の村頭（首里大屋子や与人）の采配によって、総糸を紡ぐ分野・藍染の分野・織製の分野などの分業制度がとられた。

〔貢租反布の織製〕

- ① 藏元では3月5日における年齢により「各村の男女取メ位付帳」を編成し、7月1日までに貢租反布の「各村の割付帳」を作成、7月中には各村の番所に「割付手形」を発行する。
- ② 村番所では「割付手形」を受けると、村内の士族正女の3分の2に白上布の総糸を賦課し、平民正女の3分の2には紺細上布・成換反布の総糸を賦課して、これら総糸紡ぎに着手させる。総糸の調整については、村役人が時々これを検査し粗製にならないよう注意を与える。
- ③ 総糸ができると村番所に取り集め、平民分の総糸（紺細上布・成換反布用）は紺屋に渡して染めさせる。この紺屋は各村に必ず一人づついる。夫賃などを免除して貢租反布の染方を担当させているもので、染料は各村でこれを準備する。番所の構内には染小屋を設置し、総糸ができると紺屋を毎日ここに通わせて染方に従事させる。
- ④ 染方が終わると、村役人は平民正女の3分の1に染糸を配付し、紺細上布や成換反布の織方に着手させる。白上布・白中布・白下布の分は士族正女の3分の1に配付し織方に着手させる。この織立の期間は8・9月頃から翌年の1月頃まで、基本的には180日間である。
- ⑤ 織方に従事する者は、年少の頃から「手叶=手伝人」として織女の助手となり、見習

いをさせた上、尚、実際に練習をかさね、最も精巧な者のみを選んで役人の見立てでこれを命じる。

⑥織方については、紺細上布・白細上布・白縮布の場合は織女が各家で織るのでなく、各村の番所構内に3・4カ所の貢布小屋が設置され、担当織女・手叶は毎日ここに通つて村役人の監督のもと織方に従事した。白上布・白中布・白下布・木綿布の場合は織女をして各家において織らせ、村役人は時々これの検査を行つて粗製になることを戒めた。

⑦貢租反布が織り上ると村番所で保管しておき、毎年3月1日から4月15日までに蔵元に納める。

貢租反布の織製にあたっては、各村において「紺糸を紡ぐ分野・藍染の分野・織製の分野」の分業制度がとられたが、このシステムでは織方の巧みな者ほど負担が重くなるので、これを奨励するため、手の甲に織った絵形の入れ墨を施し一目で熟練の織女であることを知らせたり、村によっては「苦労米」を支給した。又、士族は白上布・白中布・白下布などの織り立て容易なもの、平民は紺細上布・成換反布など織り立て困難なものを負担したため、その負担を平等なものにするため重出米の差し引きでもって調整がなされた。

6 第4期（明治17年～明治35年）の貢租反布の賦課

1884年（明治17）以後、第4期の貢租反布は、模様の種類・反数とも一定不動のものとなった。これら各種反布の内、白上布790疋は士族の正女、白中布55反・白下布294反は士族の正男女、紺細上布1131反（20升100反・18升30反・17升1,001反）は平民の正女、白細上布182反は平民の正女、白縮布10反・白木綿布168反は平民の正男女に賦課された。その際に成換反布を負担する平民と白上中下布を負担する士族との間に不平等が生じるが、重出米の割賦を調整することによって負担の平等化を図っていた。

次は明治26年の「貢租反布の賦課及び重出米調整による負担の平等化」を示した事例である。

明治26年 正男女階級調（反布用）

上村上人	上村中人	上村下人	各 村	片 輪 免稅者	合 計
中村上人	中村中人	中村下人	下々人		
士族男 2,210	238	286	777	80	士族平民男
女 2,078	258	267	735	40	9155人
平民男 3,025	854	473	49	218	士族平民女
女 2,912	821	458	56	195	8794人

※『沖縄県史21巻・旧慣調査資料』（沖縄県旧慣租税制度参照式）

「沖縄県旧慣租税制度参照式」によれば、明治26年の正男女（反布用）の人員は、片輪・免稅者及び大神村・水納村を除いて、男が9,155人・女が8,794人である。その内訳は、上村上男女（士族男2,210人・士族女2,078人、平民男3,025人・平民女2,912人）、上村中・中村上男女（士族男238人・士族女258人、平民男854人・平民女821人）、上村下・中村中男女（士族男286人・士族女267人、平民男473人・平民女458人）、中村下男女（士族男女0人、平民男49人・平民女56人）、各村下々男女（士族男777人・士族女735人、平民女1,243人・平民女1,209人）となっている。

この明治26年の正男女に明治16年以前の各種反布を旧慣法に基づき賦課すると、次のようになる。

①白上布（2411疋 3合 9勺 5才の賦課）

上村上 男女の内

士族女2,078人に710疋914の割付
平民女2,912人に996疋238の割付
—— 1人当、3分4211の負担。
(0.34211疋)

上村中・中村上 男女の内

士族女258人に73疋555 の割付
平民女821人に234疋064 の割付
—— 1人当、2分8509の負担。
(0.28509疋)

上村下・中村中 男女の内

士族女267人に60疋896 の割付
平民女458人に104疋459 の割付
—— 1人当、2分2808の負担。
(0.22808疋)

中村下 男女の内

平民女56人に9疋579 の割付
—— 1人当、1分7105の負担。
(0.17105疋)

上・中村下々 男女の内

士族女735人に82疋816 の割付
平民女1,209人に137疋872の割付
—— 1人当、1分1404の負担。
(0.11404疋)

合計反数・換算粟

士族女 929疋183 换算粟 780石5斗1升4合
平民女1,482疋212 换算粟 1,245石0斗6升8合
◎白上布2411疋395 换算粟 2,025石5斗8升2合

②白中布（116反754の賦課）

上村上 男女の内

士族男2,210人に17反922 の割付
平民男3,025人に24反523 の割付
士族女2,078人に16反851 の割付
平民女2,912人に23反615 の割付
—— 1人当、8毛109の負担。
(0.008109反)

上村中・中村上 男女の内

士族男238人に1反608 の割付
平民男854人に5反771 の割付
士族女258人に1反744 の割付
平民女821人に5反546 の割付
—— 1人当、6毛757の負担。
(0.006757反)

上村下・中村中 男女の内

士族男286人に1反546 の割付
平民男473人に2反558 の割付
士族女267人に1反444 の割付
平民女458人に2反475 の割付
—— 1人当、5毛406の負担。
(0.005406反)

中村下 男女の内

平民男49人に0反199 の割付
平民女56人に0反227 の割付
1人当、4毛057の負担。
(0.004057反)

上・中村下々 男女の内

士族男777人に2反100 の割付
平民男1243人に3反360 の割付
士族女735人に1反987 の割付
平民女1209人に3反268 の割付
1人当、2毛703の負担。
(0.002703反)

合計反数・換算粟

士族 45反202 换算粟15石9斗9升
平民 71反252 换算粟25石3斗1升1合
◎白中布116反454 换算粟41石3斗0升1合。

③白下布 (2,418反453の賦課) 他に30反は大神村・22反は水納村へ賦課。

上村上 男女の内

士族男2,210人に371反224の割付
平民男3,025人に508反145の割付
士族女2,078人に349反248の割付
平民女2,912人に489反166の割付
1人当、1分6797の負担。
(0.16797反)

上村中・中村上 男女の内

士族男238人に33反313 の割付
平民男854人に115反544 の割付
士族女258人に36反122 の割付
平民女821人に114反925 の割付
1人当、1分3997の負担。
(0.13997反)

上村下・中村中 男女の内

士族男286人に32反029 の割付
平民男473人に52反972 の割付
士族女267人に29反891 の割付
平民女458人に51反295 の割付
1人当、1分1199の負担。
(0.11199反)

中村下 男女の内

平民男49人に4反116 の割付
平民女56人に4反703 の割付
1人当、8毛399の負担。
(0.008399反)

上・中村下々 男女の内

士族男777人に43反508 の割付
平民男1243人に69反599 の割付
士族女735人に41反155 の割付
平民女1,209人に67反694 の割付
1人当、5毛599の負担。
(0.005599反)

合計反数・換算粟

士族 936反290 换算粟224石7斗1升
平民 1,482反163 换算粟355石7斗0升7合
◎白下布2,418反453 换算粟580石4斗1升7合

※総換算粟=①白上布+②白中布+③白下布

士族分780石514+15石99+224石71=1,021石2斗1升4合
平民分1,245石068+25石311+355石707=1,626石8升6合

の賦課となる。

これを明治17年以後の改正法に基づき、紺細上布・白細上布・白縮布・白木綿布などの成換反布を平民に賦課した場合、その反数と負担率は次のとおりとなる。

※明治26年の上村・中村の平民上女・中女=2,912人+821人+458人=4,191人の内、選ばれた上村女3,001人・中村女740人に成換反布を割付した場合、

① 20升紺細上布 (100反)

上村女3,001人に83反468の割付 — 1人当、2厘783の負担
中村女740人に16反532の割付 — 1人当、2厘231の負担
合計 20升紺細上布 100反 …… 換算粟172石8斗3升1合

② 18升紺細上布 (30反)

上村女3,001人に25反060の割付 — 1人当、8毛35の負担
中村女740人に4反940の割付 — 1人当、6毛68の負担
合計 18升紺細上布 30反 …… 換算粟44石9斗3升6合

③ 17升紺細上布 (1001反)

上村女3,001人に836反の割付 — 1人当、2分786の負担
中村女740人に165反の割付 — 1人当、2分231の負担
合計 17升紺細上布1,001反 …… 換算粟146石0斗6升5合

④ 白細上布 (182反)

上村女3,001人に152反の割付 — 1人当、5厘065の負担
中村女740人に30反の割付 — 1人当、4厘052の負担
合計 白細上布 182反 …… 換算粟22石0斗3升0合

⑤ 白縮布 (10反)

上村女3,001人に8反35の割付 — 1人当、2毛78の負担
中村女740人に1反65の割付 — 1人当、2毛22の負担
合計 白縮布 10反 …… 換算粟20石1斗6升0合

⑥ 白木綿布 (168反)

上村女3,001人に140反の割付 — 1人当、4厘65の負担
中村女740人に27反7の割付 — 1人当、3厘74の負担
合計 白木綿布 168反 …… 換算粟40石3斗2升0合

となる。

この成換反布の換算栗の総計は1,906石3斗4升2合となる。成換しない場合の総換算栗は1,626石8升6合で、その差引き高280石2斗5升4合は平民の納め過ぎとなる。そこで重出栗を割賦する際に平民負担分から280石2斗5升4合を減額し負担分を相殺する。

逆に、士族正女負担の白上布790疋、士族正男女負担の白中布55反・白下布294反の場合は、

白上布790疋=換算栗663石6斗

白中布55反=換算栗19石4斗5升6合

白下布241反142=57石8斗7升4合

※(白下布294反の内、30反は大神村・22反は水納村の負担)

で、換算栗の総計は740石9斗3升となる。平民が成換反布を負担しない場合の士族の総換算栗は1,021石2斗1升4合で、その差引き高280石2斗8升4合は士族の納め不足となる。そのため重出栗の割賦の際にその分の増額を賦課して損益を平等化する。

因みに、『沖縄県旧慣租税制度参考式』によれば、宮古島に於ける栗と反布の換算率は基本的に、20升紺細上布1反=起栗1石4斗4升0合26、18升紺細上布1反=起栗1石2斗4升8合24、17升紺細上布1反=起栗1石1斗7升8合88、17升白細上布1反=起栗9斗7升0合84、白縮布1反=起栗1石6斗8升、白木綿布1反=起栗2斗、白上布1反=起栗7斗、白中布1反=起栗2斗9升4合78、白下布1反=起栗2斗となっている。

※『沖縄県史21・旧慣調査資料』

7 明治26・27年度・各村の貢租反布（平民・成換反布割付の例）

『宮古島取調書』によれば、明治26年1月現在の宮古の人口は35,046人でその内訳は男17,654人・女1,7392人で戸数7,238戸である。女17,392人の内、正女数は8,794人。この正女数に貢租反布20升紺細上布から白木綿布までの2,630反を一律平等に割り付けると、2,630÷8,794人=1人当0.299反の負担率となる。また、正女1人に1反づつ単純に割り付けると、8,794人-2,630反=残る6,164人には反布の負担がないことになる。そこで各村では村に反布が賦課されると、村頭（首里大屋子・与人）の采配で村の正女を「織手の部」「糸紡ぎの部」に分けて分業制をとり、「織手の部」には上村正女上・中人と中村正女上・中人を当て、更にその中から選り抜いて織女を定め、織女にもれた者と上中村正女下人・下々人とに「糸紡ぎの部」を担当させたようである。

前記明治26年では、平民正女5,456人の内の上村上女2,912人+上村中女・中村上女821人+（上村下女）・中村中女458人=4,191人が「織手の部」の該当者、その中から上村女3,001人+中村女740人=3,741人が選り抜かれて織女となり、織女にもれた450人と残る中村下女56人・各村下々女1,209人、計1,715人が「糸紡ぎの部」に従事したものと思料される。

明治27年度の各村の貢租反布の平民・反布割付の例は次のとおりである。

◎明治27年度・各村の貢租反布（平民・成換反布割付の例）

村名	負担人員	取除人員	20升上布	18升上布	17升上布	白細上布	白縮布
	人	人	反	反	反	反	反
東仲宗根村	61	32	2	1	27	5	0
西仲宗根村	65	32	3	1	28	5	0
荷川取村	63.5	28.5	3	1	26	5	0
西原村	141.5	41.5	4	1	42	7	1
大浦村	36	13	2	0	14	3	0
島尻村	60.5	23.5	2	1	24	4	0
狩俣村	60	29	2	1	24	5	0
池間村	218	86	7	2	69	11	1
前里村	167	67	5	1	52	10	1
長間村	91	26	2	1	23	4	0
比嘉村	63.5	24.5	2	1	20	4	0
下里本村	65.5	39.5	3	1	41	7	1
同添村	10	9		2	63	11	1
西里本村	53	70	6				
同添村	146	3					
松原村	134.5	52.5	5	1	55	9	1
宮国村	137	40	4	1	35	6	0
新里村	114.5	32.5	3	1	32	5	0
砂川村	91.5	32.5	3	1	31	5	0
友利村	112	37	3	1	36	6	0
保良村	122	49	4	1	42	7	1
新城村	123	45	4	1	43	7	1
福里村	147	48	4	1	42	7	1
野原村	106.5	24.5	2	1	21	4	0
佐和田村	56	27	2	1	24	4	0
長浜村	44.5	14.5	2	1	19	3	0
国仲村	36	16	1	0	16	3	0
仲地村	37	19	1	1	15	3	0
伊良部村	45	21	2	1	19	3	0
久貝村	193.5	39.5	4	1	41	7	1
川満村	136	31	3	1	30	5	0
上地村	50	30	2	0	21	4	0
洲鎌村	45	23	2	0	18	3	0
与那霸村	67	32	3	1	27	4	0
来間村	42	13	1	0	13	3	0
嘉手苅村	124.5	24.5	2	0	19	3	0
計	3266	1186	100	30	1001	182	10

※『沖縄県史21・旧慣調査資料』抜粋

8 | 明治32年度「東仲宗根村の正女に賦課された貢納布」

明治35年10月3日付けの『琉球新報』に「明治32年度、東仲宗根村が村内の正女に賦課した貢納布」に関する記事が掲載されている。その内容は、明治32年度・東仲宗根村平民の正女人数・御用布織女人数・手伝人（手叶）数・縦糸負担者数・賦課された成換反布数・一人当たりの縦糸負担高などが具体的に記されている。この資料をもとに織女や縦糸負担者の実質的な労働日数を推算すると次のようになる。

◎明治三二年度、東仲宗根村が村内の正女に課した貢納布

正 女 二百四十三人	一升は八十筋一手は八筋なり、村に於て賦課することは何れも斯の如し、読者の熟知せらるる如く上布の糸は麻苧を細くつなぎたるもの、十七升よりは十八升十八升よりは二十升と漸々細かくなるものなり、織ることは勿論技巧を要することにて中々容易の業にあらざれども糸をつなぐことも亦二十升杯になれば随分六ヶ敷ものなり、或機業家の実験によれば老巧の工女が側目もふらす精一盃に働いて一時間に漸く十二丈の糸（二十升）をつなぎたる由、而して一反布の糸の長さ二丈半？にして千六百筋を要するものと云へば一反の糸を製するのに少くとも三百五十時間を要すべし、細上布の高価なるは製糸の困難亦其重なる原因なるべし、（中略）
御用布（即ち貢布） 四十二人	織方に就て或人の調査したる所に拠れば「ツガ十字の丸ビーマ」と称する柄にて二十升のものなれば二日にて漸く一尺三寸（最も最上の糸にて）、又二十升の百縞（たて縞）なれば十五日間にて三丈一尺（即ち一反）、十七升のものなれば同縞にして十三日を要すと云へり。
手伝人（手叶） 二十一人	
双子の母 一人	
ツカサ（村の祈願を司る） 一人	
正女帳調整後死亡者 三人	
計 百七十五人	〔琉球新報・明治35年10月3日〕
三十二年度、 二十升紺細上布五反、十八升同上一反、白縮布一反、合計七反、一反に付四十升。 一、二十升総二百八十升	
但、正女百七十五人に割一升六手宛。 同年十七升紺細上布四十七反、白細上布九反、合計五十六反、一反に付三十五升宛。 一、十七升総千九百六十升	
但、右人数に割一人に付十一升二手。	

この資料によれば、明治32年度の東仲宗根村の「正女は243人」で、その内訳は「御用布（貢布）の織女42人・手伝人（手叶）21人、双子の母1人、正女帳調整後死亡者3人、残り175人」となっており、織方に従事する正女が、織女・手伝人合わせて村の正女の約3分の1になっていることが分かる（この織り方のシステムについては別項で記述する）。双子の母・ツカサは織方・縦糸とも免除者である。織女（42人）+手伝人（21人）=63人の正女が村に賦課された御用布の織方に従事する。残り175人の正女（村の正女の約3分の2）は縦糸の負担者である。この年度に東仲宗根村に賦課された御用布は「20升の紺細上布5反、18升の紺細上布1反、白縮布1反、合計7反。縦糸は1反に付き40升で7反分=280升、175人に割り付けると1人1升6手の負担」と「17升の紺細上布47反、白細上布9

反、合計56反、総糸は1反に付き35升で56反分=1960升、175人に割り付けると「1人11升2手」となっている。

『琉球新報』資料によれば、上布1反の長さは3丈1尺（3.03メートル×3.1=9.39メートル）である。この織り日数は、最も難しい「20升の紺細上布（ツガ十字の丸ビーマ柄）」は2日に1尺3寸=1反60日間、「20升の紺細上布（百縞=たて縞）」は1反=15日間、「17升の紺細上布（百縞=たて縞）」は1反=13日間を要すると記している。

この資料に基づき、合計7反+56反=63反の御用布を織女42人・手叶21人に単純に割り付けると、その割付け反数と労働日数は

20升紺細上布 5反 …… 上ベテラン5人に1反宛 …… 織り日数15~60日前後

18升紺細上布 1反 …… 上ベテラン1人に1反宛 …… 織り日数15日

白縮布 1反 …… 上ベテラン1人に1反宛 …… 織り日数15~60日前後

17升白細上布 9反 …… 助手（手叶）9人に1反宛 …… 織り日数13日

17升紺細上布 47反 …… 織手35人・手叶12人に1反宛 …… 織り日数13日

と推算でき、最も難しい20升紺細上布の織り日数15~60日前後が最長期（人数5人）となり、残る58人は13~15日間の労働日数である。織り期間は基本的に8月頃から1月までの180日間、この期間中に各自負担分の布を織り上げればよかつたものと思われる。

また、上布1反の総糸の長さは2丈半（3.03メートル×2.5=7.58メートル）、総糸1升（ヨミ）は総糸80筋=40本×2（上糸・下糸分）、総糸1手は総糸8筋=4本×2（上糸・下糸分）、20升用総糸の紡ぎ（細い糸）は1時間に12丈程=約36メートルほど紡ぐことができると『琉球新報』資料は記す。20升・18升の紺細上布など、合計7反分の総糸の個人負担分は「1人1升6手=128筋=7.58メートル×128筋=約970メートルの負担」である。これを1時間に約36メートルほど紡ぐと、970メートル÷36=約27時間、1日6時間ほど紡ぐと、約5日間で紡ぐ計算である。

これに加えて、17升の紺細上布・白細上布など、合計56反分の総糸の個人負担分は「1人11升2手=896筋=7.58メートル×896筋=約6,792メートル」である。この総糸は20升用総糸より太く紡ぐのはより容易であるが、それでも20升用総糸を紡ぐ速さで計算し、1時間で約36メートルほど紡ぐと、6,792メートル÷36=約189時間、1日6時間ほど紡ぐと、約32日間で紡ぐ計算である。従って、総糸を賦課された175人の正女たちは総計5日+32日=約37日=1月半もあれば充分全総糸を紡げた計算となる。

9 貢租反布の分業行程日数

前項の糸紡ぎ・布織日数の推算を裏付ける参考資料に『貢反布沿革調』（宮古郡教育会）がある。同沿革調によれば、白上布1疋、白中布及び白下布1反、紺細上布1反、白

細上布及び白木綿布1反に要する原材料・製糸日数・藍染日数・布織日数は次の通りである。

※各種貢租反布の分業工程日数

(1)白上布1疋

①製糸の部

○原材料——真苧 4斤

○糸積(糸つなぎ) 日数18日、糸紡(糸よりかけ) 日数5日 …… 計23日

②織手の部

○材料——薪一束・砂灰1升5合

○貫巻日数1日、布織日数5日、布煮日数1日、布晒日数3日 … 計10日

(2)白中布1反・白下布1反

①製糸の部

○原材料——料真苧 3斤

○糸積(糸つなぎ) 日数10日、糸紡(糸よりかけ) 日数3日 …… 計13日

②織手の部

○材料——薪2束・砂灰1升

○貫巻日数1日、布織日数3日、布煮日数1日 …… 計5日

(3)紺細上布1反

①製糸の部

○原材料——真苧 1斤半

○糸積(糸つなぎ) 日数47日、糸紡(糸よりかけ) 日数15日 …… 計13日

②紺屋(藍染)の部

○原材料——木灰3斗・薪5束・玉藍 30斤・藍葛15斤

○糸染日数7日、糸繰替日数3日 …… 計10日

③織手の部

○材料——薪二束・砂灰1升

○縫結日数4日、貫巻日数2日、布織日数35日 …… 計41日

(4)白細上布1反・白木綿布1反

①製糸の部

○原材料——木綿花 7斤

○木綿花種子取日数1日、木綿花打ち日数1日、糸煮日数1日

○糸紡日数7日 …… 計10日

②織手の部

○材料——薪2束・砂灰1升

○貫巻日数1日、布織日数3日、布煮日数1日、布晒日数3日 … 計8日

10 商品としての織物

これら毎年の貢租反布とは別に近世時代には王府発注の商品としての御用布・御用物があった。この御用物の調達には予め夫賃粟の中から一定の予算を御所帶方に回しておき、この予算でもって王府注文の物品を購入するシステムがとられた。即ち、1729年、王府はこれまでの二度夫（月2回×12か月）と称する労働提供の租税に代えて夫賃粟と称して粟を徴収することになり、1734年からは定額839石余の夫賃粟を徴収した。この夫賃粟839石の内、47石余が王府の御用物・雑物などの調達に充てられた。この47石余の夫賃粟で王府発注の御用物や雑物を購入、予算が不足した場合には上納粟から差し引きされた。王府発注の御用物・雑物には角俣・フクイ筵・アダンバ筵・牛革・綱・胡麻・木綿花などがあり、上布・中布・木綿布などの御用布があった。1697年11月7日には「大和への御進物用として紺地島細上布20反」、1703年9月18日には「紺染上布30反」、1714年1月9日には「渡唐船1艘分の旗・幕用として白中布7疋余、進貢船2艘分の旗・幕用として白下布5疋余」、1729年11月6日には「御足袋用として13升白木綿布3反」、1750年10月20日には「白上布20反、白下布20反、佐敷按司加那志様の御召用として13升白木綿布5反・9升白木綿布10反・9升白木反布66反、佐敷按司加那志様の御召用と御内原の女性たちへの賜る用として9升白木綿布12反、真南風按司の御召用と御内原の女性たちへの賜る用として9升白木綿布16反・木綿布993反」、1758年には「9升白木綿布250反・木綿花250斤」などが王府発注の商品として買い上げられている。

廃藩置県（1879年・明治12）後、宮古の紺細上布は優美で品質精巧さ故に薩摩商人の着目するところとなり、早い時期から多くの紺細上布が商品として島外に移出された。これらの反布は薩摩上布の名で京阪地方へ販売されその価格は高価なものであった。『上杉県令先島巡回日誌（明治15年8月）』によれば、明治15年には粟5,000石・小麦300石とともに紺細上布1,700反・白細上布400反・上布800疋・中布50反・下布300反・木綿紺布50反・白木綿布300反の移出高である。他にも伊良部鰻・海鼠（なまこ）、海人草・ヒハツ・牛皮200枚・馬150頭・牛30頭・豚70頭・白菜・角俣なども移出されている。又、『宮古島取調書』によれば、明治25年には粟1,409石（7,166円）・砂糖105,102斤（3,941円）・小麦480石（1,693円）・下大豆207石（667円）・小豆166石（609円）とともに紺細上布232反（1,036円）の移出高、その他にも牛皮1,597枚（170円）・馬皮951枚（58円）・牛205頭（2,07円）・馬66頭（1,256円）・豚24匹（72円）・海鼠2,902斤（585円）などが移出されている。

これら反布の明治26年における物品相場は『一本書記官取調書』によれば、粟1石=5円30銭、20升紺細上布1反=18円14銭、17升紺細上布=9円75銭、19升白縮布1反=1円80銭、17升白細上布1反=1円85銭、白上布1疋=1円19銭、白中布1反=55銭、白下布

1反=53銭、白木綿布=44銭の高価な取り引き価格であった。又、『沖縄県旧慣租税制度参考式』によれば、明治26年の宮古島における反布と粟の換算は、20升紺細上布1反=起粟1石4斗4升0合26、18升紺細上布1反=起粟1石2斗4升8合24、17升紺細上布1反=起粟1石1斗7升8合88、17升白細上布1反=起粟9斗7升0合84、白縮布1反=起粟1石6斗8升、白木綿布1反=起粟2斗、白上布1反=起粟7斗、白中布1反=2斗9升4合78、白下布1反=2斗の高価な換算率となっている。

これら移出反布について「琉球新報」(明治37年4月9日)は、「1896年(明治29)頃から一般物価の騰貴にともないその価格も次第に上昇、1898(明治31)年頃には8割から10割の騰貴をなし一般経済界に活気を呈した。ところが全盛期は長く継続せず、翌年からは次第に衰退に傾き1903年(明治36)には下落の絶頂に陥った」と記している。

11まとめ

以上、近世時代及び近代初期の宮古の織物について、貢租反布を中心に、その変遷・数量・正男女の反布負担率等の概略を述べてきたが、ここで簡単にまとめてみる。

- ①宮古の織物は1611年から1636年までは王府注文の形で売買され、反布の品質・反数に応じて、貢租粟から差し引きするシステムがとられていた。
- ②1637年からは1658年までは貢租粟3,367石余の内、2,216石余分は反布上納となり、頭懸(人頭割)で徵収された。この間、4回の人口調査が行われたが、その都度、粟・反布の納額に増減が生じていたようである。
- ③1637年から1646年まで、粟2,216石余分の反布は、直上布(後・白上布)が2,411疋、本上布(後・白中布)116疋、直下布(後・白下布)2,228疋、本下布(後・白下布に成換)314疋であった。
- ④1659年には喜屋武親方が田畠の調査に来島、その時、粟・反布・人口の増減に関わらず、貢租高(粟納1,150石余・反布納2,216石余分)の定額とした。1647年本下布を直下布(後・白下布)に成換。1659年以後は基本的には、白上布2,441疋・白中布116疋・白下布2,471疋と定められた。これらの反布の内、白上布は士族・平民の正女が負担、白中布・白下布は士族・平民の正男女が負担し、その負担率は上人・中人・下人・下々人のランクごとに一律平等な負担であった。
- ⑤この白上布・白中布・白下布は王府の都合で紺細上布・縮布・木綿布などに成換したが、その場合には一定の換算率に基く成換が行われていた。
- ⑥1884(明治17)年以後は、模様・成換反布数とも一定不動のものとなった。その反布の種類と反数・負担者は、白上布790疋を士族の正女、白中布55疋・白下布294疋を士族の正男女、紺細上布1,131疋(20升・100反、18升・30反、17升・1,001反)・白細上布182疋は

平民正女、白縮布10反・白木綿布168反は平民の正男女が負担するものである。

⑦これらの反布を織るには、村の正女を分けて「糸紡ぎの部門」と「機織りの部門」の分業制をとり、紺細上布・白細上布・白縮布等の比較的難しい織物は村番所の製織小屋で、白上中下布等の比較的容易な織物は各家で織らせるシステムがとられた。

⑧紺細上布・白細上布・白縮布など、成換反布を負担する平民正女は、白上中下布を負担する士族正女に比して負担増となるが、その分は重出米を以て調整し、士族・平民の負担を平等なものとした。その負担率は士族・平民とも1反に満たないものであった。

⑨貢租反布とは別に近世時代には王府発注の形で反布が織られ商品として買い上げられていた。これらの反布の内、紺細上布・白細上布・白縮布等は廃藩置県後、早い時期から商品として島外に移出され高値で取り引きが行われていた。明治25・26年頃の相場は粟1反収穫2斗8升3合=1円80銭の頃、20升紺細上布1反=18円14銭、18升紺細上布1反=9円75銭、17升紺細上布1反=6円25銭という高価なものであった。

●おわりに(八公二民=過酷な人頭税、宮古島は奴隸の島か?)

明治26年の宮古の正女が負担する貢租反布は、織り方の難しい20升紺細上布から容易な白木綿布まで、総反数2,630反である。正女人口は8,794人。2,630反を一律平等に割り付けると、1人当たり0.299反。正女1人に1反づつ割り付けると $8,794 - 2,630 = 6,164$ 人の正女に反布の負担はないことになる。そこで各村では村の正女を「織手の部門」「糸紡ぎの部門」に分けて分業制度を取るのだが、これは過酷な労働になるか?

明治35年10月3日付の「琉球新報」資料によれば、「20升の紺細上布(百縞=たて縞)」は1反=15日間、「17升の紺細上布(百縞=たて縞)」は1反=13日間を要すと記す。この織り立ての期間について、宮古織物組合や伝統工芸士の友利玄純氏・下地ハツ氏、過去に機織りしていた人々に確認したところ、大凡その期間で織れるとの回答であった。これらの資料や回答に基づけば「ツガ十字の丸ビーマ柄」を除けば、「20升の紺細上布(百縞=たて縞)」・「17升の紺細上布(百縞=たて縞)」など、いづれも1か月で余裕をもって織れるということである。すると、毎月1反づつ織れば1年に12反、余裕を充分にもって2か月に1反づつ織れば6反、内、1反は貢租反布として上納、残る11反或いは5反は各自のものである。これはどのように計算すれば八公二民になるのか?

分頭税(定額人頭配賦税)

制で何公何民という制度はないが、敢えて言うならば「1公11民」或いは「1公5民=2公10民」ということになろう。

又、『宮古島旧慣租税制度(明治25年4月26日宮古島役所長吉村貞寛報告)』によれば、上村上男(平民)の貢租粟は、上納2斗3合9勺9才+出米4升4合5勺1才+所遣1斗17升7合3勺6才+学校費2升2合9勺5才=4斗4升8合8勺1才、これに夫賃粟2斗

8升8合を加えると、総上納粟=7斗3升6合8勺1才である。明治26年前後の反布と粟の換算は、20升紺細上布1反=1石4斗4升余、18升紺細上布=1石2斗4升余、17升紺細上布=1石1斗7升余、白細上布=9斗7升余、白縮布1反=1石6斗8升、白上布=7斗。7斗3升余の総上納粟ならば白上布を1反織れば粟7斗。紺細上布を1反織って納めれば20升ならば粟7斗余・18升なら粟5斗余・17升なら粟4斗余、白細上布なら粟2斗余・白縮布なら粟9斗5升余のおつりが返ってくる計算である。

【続く・『分頭税制度下の貢租粟』へ】

※参考文献

- 『御 財 制』(1725年頃)
- 『御当国御高並諸上納里積記』(1750年頃)
- 『富川親方宮古島規模帳』(1875年)
- 『富川親方宮古島諸村公事帳』(1875年)
- 『富川親方宮古島農務規模帳』(1875年)
- 『富川親方八重山島農務規模帳』(1875年)
- 『富川親方宮古島仕上世座例帳』(1875年)
- 『貢反布沿革調』(宮古郡教育部会)
- 『沖縄県史21巻・旧慣調査資料』(1968年)
- 『平良市史第4巻・近代資料編』(1978年)